電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

委員会	TC121・SC23E 国内対応委員会
事務局	一般社団法人 日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 8201-1（20xx）
対応国際規格番号（版）	IEC 60947-1 Ed.5.2 :2014
規格タイトル	低圧開閉装置及び制御装置－第 1 部：通則
適用範囲に含まれる主な電気用品名	配線用遮断器、漏電遮断器、箱開閉器、分電盤ユニットスイッチ、電磁開閉器等
廃止する基準及び有効期間	－

＜審議中に問題となったこと＞

国内で使用される電線には、IEC 規格仕様品（IEC 電線と称す。）と IEC 規格と異なる日本固有の電線（従来電線と称す）があり、導体最高温度・サイズが異なっている。
また，工事も、電線と同様に、IEC 規格による工事と日本固有の工事がある。
この背景により、電気事業法に基づく電気設備の技術基準の解釈では、IEC 規格による工事と日本固有の工事で、使用する電線を規定しているため、この JIS でも、いずれかの電線を使用することとした。
なお、電気設備の技術基準の解釈では次条項で規定している。
第 218 条：IEC 規格による工事、IEC 電線（導体最高温度 70℃）
第 218 条並びに 219 条を除く：IEC 規格によらない日本固有の工事・従来電線（導体最高温度 60℃）

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
6	温度 40℃湿度 50%を湿度 85%に変更	日本の湿度環境から 85%を規定
7.1.6.1	表示事項で、閉位置はオン（On）又は入、開位置はオフ（Off）又は切によって表示することを追加	日本人の分かる日本語表示を追加した。
表 1B 表 9A	接続可能電線・試験用電線に日本の電線を追加。	電気設備技術基準第218条及び219条を除く規定による。(IEC では IEC 対応電線を規定している)
附属書 H	日本の給電系統の公称（対地）電圧を追加	我が国で一般的に使用されている電圧を規定
附属書 JA	定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶縁距離を追加	電気設備技術基準で、第 218 条以外は IEC の絶縁協調を適用しないため強制法規の絶縁距離を規定

＜主な改正点＞

新規提案につき、該当なし。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7.2.4.2　動作性能 装置の使用負荷種別に応じた条件の下で，装置が損傷しないで主回路に流れる電流を投入，通電及び遮断できる能力があること。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.2.3　耐電圧性能 装置は，過電圧種別に従った，定格インパルス耐電圧、断路に適した装置の接点間に加えるインパルス耐電圧、商用周波耐電圧に耐える性能をもたなければならない。 7.2.4.2　動作性能 装置の使用負荷種別に応じた条件の下で，装置が損傷しないで主回路に流れる電流を投入，通電及び遮断できる能力があること。 7.2.5　短絡時において電流を投入，通電及び遮断できる能力 個別規格で規定する条件の下で，装置は短絡電流によって生じる熱的，機械的及び電気的ストレスに耐える能力がある構造でなければならない。 7.2.7　断路に適した装置の漏れ電流 漏れ電流値は，定格使用電圧の 1.1 倍の試験電圧で。新品の装置で，0.5 mA/極、個別規格の試験要求による投入動作及び遮断動作を実施した後で，2 mA/極、定格使用電圧の 1.1 倍の電圧での 6 mA の漏れ電流値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条5	5　製品情報 5.1　情報の性質 個別規格で要求する場合には，製造業者は，次の情報を提供しなければならない。 5.2　表示 装置に表示するすべての関連情報は，表示は消えにくく，かつ，容易に読めなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.2.2　温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値は規定する値を超えてはならない。 7.2.4.2　動作性能 装置の使用負荷種別に応じた条件の下で，装置が損傷しないで主回路に流れる電流を投入，通電及び遮断できる能力があること。 7.2.4.3.1　機械的耐久性 装置は機構部品の修理又は交換が必要になるまで個別規格で規定する無負荷での動作サイクルの回数の間機械的な摩耗に耐えること。 7.2.4.3.2　電気的耐久性 装置は，個別規格で規定する修理又は交換を行わないで実行できる有負荷での動作サイクルの回数の間、電気的な摩耗に耐えること。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当 5	箇条1

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.1.2　材料 7.1.2.1　材料の要求事項一般 絶縁材料の部品は，それらが装置内で電気的影響による熱ストレスを受けるとき，異常加熱及び火災によって悪影響を受けてはならない。 7.2.3　耐電圧性能 装置は，過電圧種別に従った，定格インパルス耐電圧、断路に適した装置の接点間に加えるインパルス耐電圧、商用周波耐電圧に耐える性能をもたなければならない。 7.2.2　温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値は規定する値を超えてはならない。 7.2.4.2　動作性能 装置の使用負荷種別に応じた条件の下で，装置が損傷しないで主回路に流れる電流を投入，通電及び遮断できる能力があること。 7.2.5　短絡時において電流を投入，通電及び遮断できる能力 個別規格で規定する条件の下で，装置は短絡電流によって生じる熱的，機械的及び電気的ストレスに耐える能力がある構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条7	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7.1.5　操作部 7.1.5.1　絶縁 装置の操作部は，定格絶縁電圧及び適用する場合，定格インパルス耐電圧に対し，充電部から絶縁する。 7.2.3　耐電圧性能 装置は，過電圧種別に従った，定格インパルス耐電圧、断路に適した装置の接点間に加えるインパルス耐電圧、商用周波耐電圧に耐える性能をもたなければならない。 7.2.4.2　動作性能 装置の使用負荷種別に応じた条件の下で，装置が損傷しないで主回路に流れる電流を投入，通電及び遮断できる能力があること。 7.2.5　短絡時において電流を投入，通電及び遮断できる能力 個別規格で規定する条件の下で，装置は短絡電流によって生じる熱的，機械的及び電気的ストレスに耐える能力がある構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当 8	箇条7	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7.1.5　操作部 7.1.5.1　絶縁 装置の操作部は，定格絶縁電圧及び適用する場合，定格インパルス耐電圧に対し，充電部から絶縁する。 7.1.10　保護接地に関する規定 7.1.10.1　構造に関する要求事項 露出導電部（シャーシ，枠組，金属のエンクロージャの固定部など）は，危険を引き起こさない部分を除き，電気的に相互接続し，かつ，接地電極又は外部保護導体に接続するための保護接地端子に接続する。 7.2.3　耐電圧性能 装置は，過電圧種別に従った，定格インパルス耐電圧、断路に適した装置の接点間に加えるインパルス耐電圧、商用周波耐電圧に耐える性能をもたなければならない。 7.2.4.2　動作性能 装置の使用負荷種別に応じた条件の下で，装置が損傷しないで主回路に流れる電流を投入，通電及び遮断できる能力があること。 7.2.5 短絡時において電流を投入，通電及び遮断できる能力 個別規格で規定する条件の下で，装置は短絡電流によ	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条７	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7.1.5　操作部 7.1.5.1　絶縁 装置の操作部は，定格絶縁電圧及び適用する場合，定格インパルス耐電圧に対し，充電部から絶縁する。 7.2.3　耐電圧性能 装置は，過電圧種別に従った，定格インパルス耐電圧、断路に適した装置の接点間に加えるインパルス耐電圧、商用周波耐電圧に耐える性能をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.2.2　温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値は規定する値を超えてはならない。 7.1.2　材料 7.1.2.1　材料の要求事項一般 絶縁材料の部品は，それらが装置内で電気的影響による熱ストレスを受けるとき，異常加熱及び火災によって悪影響を受けてはならない。 7.1.2.2　グローワイヤ試験 通電部品を保持する必要がある絶縁材料部品は，8.2.1.1.1 のグローワイヤ試験で，予想できる火災の危険性に対する試験温度 850 ℃，又は 960 ℃に適合しなければならない。前記に示す以外の絶縁材料は，8.2.1.1.1 のグローワイヤ試験で，試験温度 650 ℃に適合しなければならない。 7.1.2.3　燃焼性分類に基づく試験 絶縁材料の部分に対して，ホットワイヤ着火試験，適用する場合は 8.2.1.1.2 で規定しているようにアーク着火試験は，燃焼性分類に基づいていなければならない。材料試験は，附属書 M に従って行いホットワイヤ着火試験（HWI）とアーク着火試験（AI）との材料の燃焼性分類に関しての試験の要求値を満足しなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7.2.2　温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値は規定する値を超えてはならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条７	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7.2.4.3.1　機械的耐久性 装置は機構部品の修理又は交換が必要になるまで個別規格で規定する無負荷での動作サイクルの回数の間機械的な摩耗に耐えること。 7.2.4.3.2　電気的耐久性 装置は，個別規格で規定する修理又は交換を行わないで実行できる有負荷での動作サイクルの回数の間、電気的な摩耗に耐えること。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―		通常、低圧開閉装置及び制御装置は、化学物質が流出又は溶出することはない。更に、容易に触れることのできない盤内に設置される。

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—		JIS C 8201 対象製品には，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波による危険はない。

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条5

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条2

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7..3　電磁両立 7..3.2　イミュニティ 7..3.2.2　電子回路を搭載している装置 電子回路を搭載している装置は，電磁妨害に対して確実にイミュニティをもたなければならない。 この要求事項の適合性を検証するための適切な試験は，8.4 に示す。 性能評価は，個別規格で規定する	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当 18	箇条4 箇条7	4.8　短絡保護装置（SCPD）との協調 製造業者は，SCPD との協調をする場合には，装置又は装置内で用いるべき短絡保護装置の形式又は特性，及び短絡保護装置を含めて指定した使用電圧で適合する最大推定短絡電流を示さなければならない。 7.1　構造に関する要求事項 7.1.1　一般 装置は，エンクロージャを有するもの（単体又は組合せ品），ないものに関わらず通常の使用の間に起こるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7.2.3　耐電圧性能 a)　次に示す要求事項は，設置の条件にかかわる装置の絶縁協調を達成する方法を提示している。 －　附属書 H に記載する過電圧種別に従った，定格インパルス耐電圧（4.3.1.3 参照）。 －　表 14 に規定する断路に適した装置の接点間に加えるインパルス耐電圧。 －　商用周波耐電圧。 7.2.4.2　動作性能 装置の使用負荷種別に応じた条件の下で，装置が損傷しないで主回路に流れる電流を投入，通電及び遮断できる能力があること。 7.2.5　短絡時において電流を投入，通電及び遮断できる能力 個別規格で規定する条件の下で，装置は短絡電流によって生じる熱的，機械的及び電気的ストレスに耐える能力がある構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.3.2　イミュニティ 7.3.2.2　電子回路を搭載している装置 電子回路を搭載している装置は，電磁妨害に対して確実にイミュニティをもたなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7.3.3　エミッション 7.3.3.2　電子回路を搭載する装置 7.3.3.2.1　高周波エミッションの限界 電子スイッチング回路を搭載する装置から発生する継続的な高周波(9kHz 以上)エミッションは，環境 A と環境 B とに対して CISPR 11 に基づいて，個別規格で規定する限界を超えてはならない。 7.3.3.2.2　低周波エミッションの限界 高調波を発生する装置の場合には，JIS C 61000-3-2 の要求を用いる。 低周波電圧変動を発生する装置の場合には，IEC 61000-3-3 の要求を用いる。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条5	5.2　表示 装置に表示するすべての関連情報は，表示は消えにくく，かつ，容易に読めなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。